

# 第 170 回 総会

## 南部町農業委員会会議録

令和元年9月10日開催

南部町農業委員会

## 第170回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和元年9月10日(火) 午後2時00分

2. 閉会年月日 令和元年9月10日(火) 午後2時24分

3. 開催場所 南部分庁舎議場

4. 出席委員(13人)

会長 9番 中村文男

会長職務代理

委員	1番 工藤信仁	3番 赤石敏文
	4番 佐々木一雄	5番 梅内勝治
	6番 坂本重悦	7番 山田憲幸
	8番 三浦恵美子	12番 蹴揚福男
	13番 河守田雄一	14番 石橋薫
	15番 松村民夫	16番 堀内重男

5. 欠席委員(3人)

欠席者	2番 川守田雄一	10番 坂本誠治
	11番 滝田信彦	

6. 会議書記

事務局長	夏堀勝徳
主幹	小田原孝治
総括主査	佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の氏名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第4号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5	報告第5号 使用貸貸借合意解約書の受理について
日程第6	議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第8	議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議 長	<p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立    ・礼    ・直れ</p> <p>農業委員憲章の唱和を行います。</p> <p>6番 坂本 重悦 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただいまから第170回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
議 長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は16名中 <u>13</u> 名で、委員定数に達しておりますので、第170回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時2分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>14番 石橋 薫 委員</p> <p>15番 松村 民夫 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p>

議 長	<p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第4号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>それでは、報告第4号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、6件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成27年5月1日から令和2年4月30日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和元年8月20日、土地の引き渡しの時期は令和元年8月21日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成27年5月1日から令和2年4月30日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和元年8月20日、土地の引き渡しの時期は令和元年8月21日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号3番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成27年5月1日から令和2年4月30日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和元年8月20日、土地の引き渡しの時期は令和元年8月21日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号4番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成29年5月1日から令和4年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和元年8月21日、土地の引き渡しの時期は令和元年8月22日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号5番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和元年8月22日、土地の引き渡しの時</p>

<p>小田原主 幹</p>	<p>期は令和元年8月23日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号6番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成29年5月1日から令和4年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和元年8月22日、土地の引き渡しの時期は令和元年8月23日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5 報告第5号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
<p>小田原主 幹</p>	<p>それでは、報告第5号について説明いたします。</p> <p>農地法及び農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、11件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成27年12月1日から令和8年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和元年7月25日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成27年4月1日から令和7年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和元年8月20日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号3番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成27年3月1日から令和7年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和元年8月22日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号4番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和元年5月1日から令和2年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和元年8月22日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号5番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成29年4月1日から令和9年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和元年8月8日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号6番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成30年6月1日から令和10年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和元年8月15</p>

小田原主幹	<p>日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号7番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成9年12月1日から令和9年11月30日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しのは時期は令和元年8月9日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号8番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成18年11月21日から令和8年11月20日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しのは時期は令和元年8月19日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号9番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は昭和58年8月18日から令和2年8月17日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しのは時期は令和元年8月20日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号10番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は昭和63年12月15日から令和11年12月14日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しのは時期は令和元年8月21日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号11番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成19年4月20日から令和9年4月19日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しのは時期は令和元年8月21日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>次に、日程第6 議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第22号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は3件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田調査員</p>
河守田調査員	<p>13番 河守田から説明いたします。</p> <p>去る9月2日、蹴揚福男委員と南部分庁舎において、議案第22号について、調査を行いましたので説明します。</p>

河守田調査員	<p>議案第 22 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号 3 番の申請理由は、譲受人が贈与を受けて営農するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第 22 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 23 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転に関するものが 1 件、賃貸借に関するものが 1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>河守田調査員</p>
河守田調査員	<p>議案第 23 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が集合住宅を建築し、賃貸経営するため、申請地を取得するものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、借り受け人が送電線張替工事に伴い代替駐車場用地として利用するた</p>

河守田調 査員	<p>め、一時転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主 幹	<p>議案第 23 号について、補足いたします。</p> <p>まず、番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部役場南部分庁舎から東に約 610m の距離にあり、申請地の南西側は宅地、北西側及び南北側並びに東側は農地となっています。</p> <p>農地区分については、「宅地化の見込まれる農地の区域で、その規模が 10ha 未満である」農地と認められることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>申請人は役場庁舎や小中学校が近く、国道付近で交通の利便性もよいことから申請地を選択するに至ったものです。</p> <p>第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>番号 2 番の申請地の位置ですが、南部町健康センターから北に 1.3 km の距離にあり、東側は宅地、北西側は農地、南側は原野となっています。</p> <p>事業内容として、東北電力の送電線張替工事に伴い、隣接地の一部 390.61 m<sup>2</sup> の申請地を代替駐車場用地として 3 カ月間の一時的利用であり、不許可の例外の一時転用に該当するものです。</p> <p>農地区分については、「第 3 種農地や非農地に代替土地がない」と認められることから、その他の第 2 種農地と判断されます。</p> <p>第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 23 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 23 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>



議 長	<p>次に、日程第 8 議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 24 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、1 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 14 年 6 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 24 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 170 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 24 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立      ・礼      ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月10日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員